

○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示

改正

平成 九年 五月 一日  
運輸省告示第二百三十九号

同	平成 一 年 一 月 二 八 日	運輸省告示第八二六号
同	一 四 年 三 月 二 九 日	国土交通省告示第二五三号
同	一 九 年 三 月 三 〇 日	同 第 四 三 四 号
同	二 二 年 六 月 三 〇 日	同 第 七 〇 六 号
同	二 四 年 三 月 三 〇 日	同 第 三 七 三 号
同	二 五 年 三 月 二 九 日	同 第 三 二 二 号
同	二 六 年 三 月 二 八 日	同 第 四 〇 二 号
同	二 七 年 三 月 三 〇 日	同 第 四 五 〇 号
同	二 八 年 三 月 三 〇 日	同 第 五 四 四 号
同	二 九 年 三 月 三 〇 日	同 第 二 六 一 号
同	三 〇 年 三 月 二 九 日	同 第 五 一 五 号
同	三 一 年 三 月 二 八 日	同 第 四 四 六 号
令和	二 年 三 月 二 六 日	同 第 四 二 八 号
同	三 年 二 月 二 六 日	同 第 一 三 〇 号
同	四 年 二 月 二 四 日	同 第 二 六 五 号
同	五 年 二 月 二 二 日	同 第 一 二 三 号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示を次のように定める。

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示

- 一 航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二(二)イ(a)に規定する航空機（二(二)イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二(二)イ(b)若しくは二(三)に規定する航空機であつて、沖縄島に所

在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に着陸するもの又は直前に当該空港等を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から令和六年三月三十一日までの間、航援料告示二(二)又は二(三)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(一) ターボジェット発動機を装備する航空機のうち、航援料告示二(二)イ(a)又は二(二)イ(b)に規定するものにあつてはこれらの規定により計算して得た金額に、航援料告示二(三)に規定するものにあつては同規定に規定する金額にそれぞれ六分の一を乗じた金額とする。

(二) ターボジェット発動機を装備していない航空機のうち、航援料告示二(二)イ(a)又は二(二)イ(b)に規定するものにあつてはこれらの規定により計算して得た金額に八分の一を乗じた金額とし、航援料告示二(三)に規定するものにあつては同規定に規定する金額に十六分の一を乗じた金額とする。

二 航援料告示二(四)イに規定する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成九年七月一日から令和六年三月三十一日までの間、同規定にかかわらず、同規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。

三 令和三年三月一日から令和四年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機（航空運送事業の基盤強化に関する計画を作成し、国土交通大臣に届出を行う定期航空旅客運送事業者（本邦航空運送事業者であつて、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行う航空運送事業を経営するものを含む。）が運航するものに限る。次号及び第五号において同じ。）についての航行援助施設利用料の額は、航援料告示二(一)、二(三)及び二(四)並びに前号の規定にかかわらず、無料とする。

四 令和四年三月一日から令和五年二月二十八日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機についての航行援助施設利用料の額は、航援料告示二(一)、二(三)及び二(四)並びに二の規定にかかわらず、これらの規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。

五 令和五年三月一日から令和六年二月二十九日までの間において、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う国内航空に従事する航空機についての航行援助施設利用料の額は、航援料告示二(一)、二(三)及び二(四)並びに二の規定にかかわらず、これらの規定により計算して得た金額に五分の三を乗じた金額とする。

**附 則**

この告示は、平成九年七月一日から施行する。

**附 則**（平成一年一月二十八日運輸省告示第八二六号）

この告示は、平成十二年二月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年三月二十九日国土交通省告示第二五三号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十九年三月三〇日国土交通省告示第四三四号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十二年六月三〇日国土交通省告示第七〇六号）

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年三月三〇日国土交通省告示第三七二号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二五年三月二十九日国土交通省告示第三二二号）

この告示は、平成二五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年三月二八日国土交通省告示第四〇二号）

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三〇日国土交通省告示第四五〇号）

この告示は、平成二七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月三〇日国土交通省告示第五四四号）

この告示は、平成二八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二九年三月三〇日国土交通省告示第二六一号）

この告示は、平成二九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三〇年三月二十九日国土交通省告示第五一五号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三十一年三月二八日国土交通省告示第四四六号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（令和二年三月二六日国土交通省告示第四二八号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則**（令和三年二月二六日国土交通省告示第一三〇号）

この告示は、「中略」令和三年三月一日から施行する。

**附 則**（令和三年二月二六日国土交通省告示第一三〇号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。〔後略〕

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**（令和四年二月二四日国土交通省告示第二六五号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年二月二二日国土交通省告示第一二三号）